

# 近代化過程における日中両国の漢字の改革について －漢字の簡略化を中心として－

張　　榮　　潤

## 1. テーマを選ぶ理由

### A. 日中両国の漢字改革の三つの共通点

a. 漢字は中日両国とも使用しているだけでなく、近代化過程における漢字の改革の中で「漢字廃止論」が提起された。

近代化における漢字廃止論の先駆けとして、日本で最初の論考は前島来輔の1886（慶應2）年の「漢字御廃止之議」である。1945（昭和20）年の敗戦後日本を近代国家として再興するためには非能率的な漢字、不完全な日本語を追い出すために、志賀直哉はフランス語を採用することを主張し、尾崎豈堂には英語を採用する主張があった<sup>1)</sup>。

一方、中国では1918年、錢玄同の「漢字には博物館に送りこむ以外の価値はない<sup>2)</sup>」という意見と1936年、魯迅が病床に「救亡情報」の記者を招いて「漢字が滅びなければ中国は必ず滅びる」という断言が最も人を驚かせる。

b. 日中両国が漢字に対する批判の根拠の究極の二つで、これは一致している。

近世になって、日中両国は西洋文化に合うチャンスが段々増加するとともに、西洋の表音文字との比較で、漢字の不合理性が注目されるようになった。これについての批判の究極のところが二つで、その第一は、漢字が難しすぎて、全体国民に教育の普及をさまたげることであり、その第二は、漢字ではタイプライターやコンピューターが使えないし、印刷にもこまるということである。これは日中両国で一致している。

c. 中日両国とも近代化過程において漢字を簡略化していく。

日本では、1873（明治6）年の文部省の漢字の調査によって、政府が漢字簡略化を提起した。1946（昭和21）年11月に公布された「当用漢字表」で、漢字簡略化の政策が実施に移されるようになった。政府は今の常用漢字表まで、漢字簡略化の政策を続けている。

中国では、1908年（明治41）の労乃宣の「漢字の最小限度教育－1600字」と1909年（明治42）に陸費逵の「普通教育には俗体字を採用」という主張などによって、漢字簡略化が提起された。1935年8月に中華民国教育部が公布した「第一次簡体字表」（324字）を経て、漢字簡略化に本格的に取り組んだが、1956年に公布した「漢字簡略化方案」によって、漢字簡略化の政策が実施に移された。政府は今までこの政策を続けている。

近代化過程において中日両国とも漢字を簡略化していく。

### B. 近年の動態は、漢字に対して過去の悲観的な見方を変化させる

張 栄 淵

a. 漢字の優れた所が次々に発見されている。

漢字を捨てなかつた日本や台湾、韓国、シンガポールならびに香港の最近の高度経済発展は、漢字に対する過去の否定論など悲観的な見方を変化させた。

日本の慶應義塾大学言語文化研究所教授の鈴木孝夫<sup>3)</sup>は漢字が意味論的に透明で、じっと睨むと意味が透けてみえてくる、例えば普通の日本人は「無影燈」<sup>4)</sup>、「貧血」のような漢字で書かれた高級語彙に対して、同じ程度の学力をもつ英米人より困難を感じない。「一般に表音文字には、音声言語に含まれていない新しい情報は絶対入っていない」と比べて、「漢字は絵と音を両方使ってくださいというテレビ型の言語で、文字には音声の中に含まれていない新しい情報が付加される<sup>5)</sup>。」とのべている。

また中国社会科学言語研究所教授の李榮<sup>6)</sup>は漢字の優れた点について以下のように述べた。「漢字が表意文字であり意味を持つ単位で、その伝達できる情報量が「アルファベット」や「かな」より多い。また漢字は超方言性をもっている。漢字文化圏にあっては漢字は言語を超えるものである。もう一つの漢字の優点は相対的に超時代的であることで、イギリス人が600年前の英語の詩を読もうとしても現代のイギリス人にとってはまるで外国語に等しいと言われる。しかし漢文は違うのである<sup>7)</sup>。漢字の優れた点について、鈴木孝夫氏の言葉を借りて言うと「漢字は神から贈られた素晴らしい贈り物である<sup>8)</sup>。」

b. コンピューターの発達とワープロの普及によって漢字が印刷、通信、出版等を妨げる論拠は崩壊した。

かつては漢字制限論者の金田一春彦氏が現在は「この考えは捨てた。それはワープロという機械の発明によってである。(中略) 現在テレビが普及しているように各家庭にワープロが入り込むのは自然であり、要は使い方になれること、それさえ出来れば、常用漢字の数は3000ぐらいまで増やしても大丈夫である<sup>9)</sup>。」と言った。

1987年12月、英国の「新科学技術誌」の元主筆、科学技術発明ジャーナリストであるマイク・コルス氏の「漢語が音声コントロール・コンピューターの第一言語となる。将来すべての人々が漢語を必修し、漢語語音によってコンピューターを音声制御するであろう」という説が、趙中健氏により中国で紹介され大きな話題となった。中国歴史上の四大発明に、もう一つ漢字を加えて「漢字は中国の第五の大発明である」と主張する学者も現れる<sup>10)</sup>。

c. 漢字について中国政府の新観点

中国の一世纪にわたる漢字改革、特に中華人民共和国が成立してから、その「漢字の改革は世界文学が共に進んでいる表音文字の方向に向かわなければならない<sup>11)</sup>。」という基本理論がある。今日ではそれに対して疑問がもたれている。

1986年1月「全国語言文字工作會議」が北京で開催された。その会議で国家語言文字工作委員会主任劉尊生の報告は次のように指摘している。「漢字を法で定めた文字とし、さらに続けて漢字の役割を發揮させなければならない。現行の『漢語ピン音方案』は漢字の代わりのピン文字ではなく、これは漢字を学習する手助けであり、漢字と共に語を推し広めるため

の注音の道具である。」

#### C. 自分の経験から

1958年に中国政府は文字改革の三つの任務“漢字簡略化”“普通話（共通語）の普及”“漢字表音法案の制定・推進”を正式に提起した。同年秋から全国学校語文（国語）の教科書にピン音が漢字の注音として使用され、ちょうどその時私は上海で小学校に入学した。学校では漢字ピン音は表音の手段として利用され識字をしたり、簡略字を学んだりし、また授業で普通語が使用されていた。漢字の初学者、私にとって簡略化された漢字を学ぶのは負担が軽くて何も難しく感じずに漢字を覚えてきて、また最初から簡略字に慣れてきたので、とても愛用している。一方その時に漢字簡略化が実施されたばかりなので、周りの絵物語本や小説はほとんど繁体字で書かれており、繁体字を全然正式に勉強しなかった私たちも絵物語本や小説を読みながら、知らず知らずに常用繁体字も覚えてきた。だから自分の経験を内省してみると簡略字は初学者としてなかなか便利なものだし、元々の繁体字とそんなに激しく対立しないようである。

文化大革命後の「第二回漢字簡略化方案草案」の波瀾や簡略字についての国内、国外での様々な議論が常に私の関心を引出している。日本に来てから近代において日本も漢字を簡略化してきたことが分かってきた。日本ではいつから漢字を簡略化してきたのか、どのくらい簡略字を正式に使用しているのか、この歴史の流れの中で何が注目すべき点なのか、両国がどんな方法で簡略化してきたか、両国が簡略化してから字形の相違の度合いがどのように変化したのか、簡略字に関心をもっている私は日本の簡略字を使いながら、いつも色々な疑問が出てきた。

#### D. 漢字の簡略化についての論説の現実的な意味

##### a. 漢字簡略化はこれから漢字に対して避けられない大きい課題

漢字の優れた点が次々発見された今日でも、その字数の膨大、字形の複雑という致命的な欠点は否定できない。情報化社会、国際化社会での漢字簡略化をもう一度考える必要がある。

例えばコンピューターとワープロの必要な印字装置には、点画を小さな点に分解して、点の連接によって点や線を表すものである。字形を精密にきれいに打ち出すと同時に、費用も小さくするために点画が少ない簡略字のほうが有利である。

超言語性は漢字のもっとも優れた点の一つである。非常に残念なのは日中両国が元々同形の一つの字を別々に簡略化したので、結果として不同形の二つの簡略字が出来る。元々両国の中既に存在した字形の不同、混乱は簡略化することによって、さらに深くなつた。漢字の超言語、超地域の共通性という利点に基づく、元々の両国の「同文」の便利さがこの過程で減つていったが、これは簡略化の本来の主旨に背を向けることではないか。

簡略化は漢字の短所をできる限り少なくする一つの現実の方策で、今の時代から見ても漢字簡略化は避けられない大きい課題だろう。

##### b. 漢字簡略化は漢字を使用する国と地方の共同の課題

漢字簡略化は日中両国だけしているのではなく近年漢字を使用する国と地区、シンガポール、マレーシア、台湾、韓国などでも漢字簡略化が進んでいる。漢字簡略化は近代化におい

## 張 栄 淳

て100年ぐらいの歴史を経て成功と失敗の経験を持ち、又、これに対して漢字文化圏の色々な意見がある。先ず簡略化を行った日中両国にとって今の段階で両国とも字形簡略化が定着していて、これからどのように漢字簡略化の成功の面を保持、発展するのか、どのように漢字簡略化によって生じた問題を吸収、改善するのか、これは日中両国の歴史的な責任ではないだろうか。

## 注

- 1) 鈴木孝夫「日本の近代化における漢字の役割」P 4 大修館書店 1992年
- 2) 1918年に錢氏が劉復にあてた手紙
- 3) 鈴木孝夫氏は慶應義塾大学言語文化研究所教授
- 4) 「無影燈」というのは手術の天井にぶら下がっている、医者のメスや手の影が出ないように仕組んである影がない燈である。
- 5) 橋本万太郎、鈴木修次、山田尚勇 『漢字民族の決断』 P 323 大修館書店 1987年
- 6) 李栄は中国社会科学語言研究所教授
- 7) 李栄「漢字の演变と漢字の将来」 中国語文 1986年第五期
- 8) 同上注
- 9) 金田一春彦『日本語』新版(下) P 14
- 10) 陳謙臣「漢字・漢字改革と漢字文化圏」竜谷紀要 第12巻第2号 1991年
- 11) 『毛沢東選集』 P 282

## 2. 近代化過程における日本の漢字簡略化の歴史

明治維新以来、日本の国語国字問題は国家の中心的な問題として論議がなされた。国語国字の重要な問題は漢字改革であった。近代化過程における日本の漢字改革では、漢字を全廃してローマ字化しようとの考え方や、仮名専門にしようとの考えにたいするものが漢字の簡略化である。日本の場合は、漢字簡略化は漢字字数を節減することと漢字の字形を簡略化することの両面から展開してきた。以下にこの両面の歴史について概観することにしよう。

明治以来の漢字簡略化についての時代区分は先ず、これを第二次大戦前と戦後に二大別し、更に戦前を第1期の漢字簡略化の提起—漢字字数節減と簡略字体採用 {1866(慶応2)年12月～1919(大正8)年12月}、第2期の政府が漢字簡略化に本腰を入れた—国家の国語調査機関の時代 {1919(大正8)年12月～1945(昭和20)年}、戦後を第3期の漢字簡略化の実施 <一> 当用漢字時代 {1945(昭和20)年～1966(昭和41)年}、第4期の漢字簡略化の実施 <二> 当用漢字から常用漢字 {1966(昭和41)年以降} の4期に分けて述べることにした。

## A. 戦後第1期 漢字簡略化の提起—漢字字数節減と簡略字採用

{1866(慶応2)年12月～1919(大正8)年12月}

近代化過程における漢字の改革は1866(慶応2)年に前島密の「漢字御廢止之議」に始まり、これによって漢字問題が提起された。

1873(明治6)年に文部省は国民教育の必要から漢字の調査を行って、漢字節減の目的で『新撰字書』2巻を編成した。その漢字の撰定草案では世間で最も普通の漢字として、3,167の

漢字とその略字（簡略字の一種）を採択した。この漢字の調査こそ文部省で行った漢字調査の先駆けをなすもので、漢字字数制限と字画が簡易で便利なものとしての簡略字を採用することが提起された<sup>1)</sup>。同年、福沢諭吉が著した『文字之教』は、その端書きで漢字節減の必要を説くとともに新出漢字928字で小学校用文字教科書3冊を編成した。福沢門下の矢野文雄（竜溪）は1886（明治19）年3月に漢字節減論として著明な『日本文体文字新論』を著し、福沢諭吉の漢字節減論を一層細密にし、実際的なものにした。彼はその後、郵便報知新聞（後の報知新聞）の主筆となり、1887（明治20）年9月16日付の社説で同紙に使用する漢字の数は3,000字に制限し、その範囲内で小説・布告類を除く一切の記事を書くことを宣言した。選定の方針として文字は漢字、和字、俗字及び新字から必要欠くべからざるものを選んだ。同年11月27日に郵便報知新聞は「三千字字引」を発表した。これは主筆の矢野文雄の作成したもので、大新聞に漢字制限を実施した最初のものとして漢字簡略化史上に特筆すべきことである。

1900（明治33）年8月、文部省は小学校令施行規則による漢字を約1,200字以内に節減した。これは文部省が法令によって日本漢字を節減した最初のもので、世の注目を引いた。なお、この「小学校教授用漢字表」の「備考」に、広く通用している略字（簡略字の一種）は使用してもよいとしたことは注目すべきである。文部省は、この表に字画が簡易で便利なものとして簡略字を掲載しなかったけれども法令で漢字数を節減すると同時に簡略字が許容されることを始めて明確にした。

1902（明治35）年、加藤弘之を委員長とする政府の一大国語調査機関－国語調査委員会が設置された。この10年余りに亘って国語調査委員会は日本の漢字の問題を調査研究する中心的な存在になった。この委員会は民間における表記改革のための運動に刺激されて、成立当年から「漢字節減」について調査を進め、翌年「漢字省減案」の議案を作成して審議し1906（明治39）年には、さらに「字体調査」などもほぼ成案をみた。また漢字の創製及び構造、その変遷、字体などについて調査した『漢字要覧』（明治41年5月、担当者は林泰輔、同会の「字体調査」の一部を載せる）も脱稿して、1908（明治41）年に発表した<sup>2)</sup>。

『漢字要覧』の第二章は「漢字の変遷及び字体」であるが、各種の書体について変遷を略説したのち、次のような意味を述べて具体的に字体の標準を示して、現代実用上の便宜に合う簡略字形を主張している。

上古以来の字体の変遷は、いずれを正とし、いずれを俗とするか、いずれを本字として、いずれを嘘字とするか決められるものではない。要するに斟酌変通して現代実用上の便宜に合うようにすることである。

今、世間通用の文字の主要な楷書の字体について統一を害さない限り、なるべく字画が簡易で便利なものを取る方針で、これを2類とし、正体と別体とに区別して取捨の標準を示せば、次のとくである。ここで正体とは、説文、干禄字書、康熙事典などで普通に正字としたもの、別体とは同じく古文、本字、省字、通用字、今字、俗字、訛字など、すべて普通に正字としていないものをいう。

張 栄 潤

この第1類は別体を用いて妨げないので、なお別体と正体とは本来別字であるが通用が広くかつ久しいもので、用いて妨げがない。

第2類は、正体を用いるべきものでも、これらは正体と別体とを比べると正体のほうがかえって字画が簡易であるから正体をもちいるのが便利であろう。

以上は『漢字要覧』の第二章の説くところである。これは明治以来、公の機関で漢字の字体の簡略化に関する研究がなされたものとしては最初であろう。この研究成果が以後の日本における字体の簡略化に大きな影響を与えた。特に昔からすでに存在した字を利用する考えがその字形簡略化に影響を及ぼした。国語調査委員会は1913（大正2）年に行行政整理のために廃止された。

1916（大正5）年に文部省は普通学務局に国語調査室（主任は保科孝一）をおき、漢字字体の整理や教科書に使用されている漢字の調査を行い、1919（大正8）年12月には『漢字整理案』を発表した。これは国語調査委員会の漢字字体の調査を継承したものである。この整理案の整理の範囲は前年に作成された「尋常小学校の各種教科書漢字調べ」から出ている漢字2,800余字である。

整理の目標は以上の字体の標準を定めることであった。整理の方針は簡便を主として慣用を重んじ、活字体と楷書体との一致を図ることにした。整理の具体原則は康熙字典の字形を本として整理を行い、大要字画簡易、運筆の便利なもの、あるいは字形の釣合いを整える小異の合図を図った。略字について「漢字整理案」の「凡例」に以下のように述べている。

「世俗慣用の文字には、簡易で書き易く、または世俗慣用のひさしくて広いものを選んで、使用を許容することとし卷末に掲載した。例えば、乱、仏、来、両、仮、偽などを許容体として掲げてある。」

この許容体のうちからもその後、標準字体として採用されている。この整理案は文部省が体系的に漢字の字体を整理した最初のもので、また略字（簡略字）を許容体として掲載したのも最初である。その後の漢字字体整理の基礎として大きな影響を与えた。

第1期の漢字簡略化の提起は、要するに民間及び政府機関が、学校、国民教育上の必要から、漢字数節減と字画が簡易で便利な簡略字—略字或いは別字の採用ということを提起、調査、研究、主張した。漢字節減についての方案は次々出されると共に、略字（簡略字）は許容体として文部省の最初の漢字整理案に掲載された。

#### B. 戦前 第2期 漢字簡略化に本腰を入れる—国家の国語調査機関の時代

{1919（大正8）年12月～1945（昭和20）年}

1918（大正7）年9月に日本の国語国字に大きな関心を示した原内閣が成立した。原敬は大阪毎日新聞社社長時代の1900（明治33）年に『漢字減少論』を著し、早くからこの問題に関心をもっていた。原敬の主張は漢字廃止を終局の目的としながらも、無理のない状態で漸進的に漢字を減らそうとするものであった。1921（大正10）年6月、原内閣当時、政府は勅令による臨時国語調査会を文部省に設置して、漢字など国語国字の調査と問題解決に当たらせた。

臨時国語調査会が1923（大正12）年5月に官報に発表したのが「常用漢字表」（1,963字）と「略字表」（154字）である。

「常用漢字表」は漢字制限の方針によって、各種調査に基づいて、国民の一般生活用としての1,963字の常用漢字を選定したもので「1,960余字は小学校の教育のみを標準としているのではない。広く国民一般の生活上においても、まず大体これだけあれば差支えないという見込みで決定されたものである<sup>3)</sup>。」略字については「簡易な字体は154字が今後常用漢字表中の本字に代わるわけである<sup>4)</sup>。」

ここで注目すべき点は、この「常用漢字表」は以前のような学校の教育のみを標準としているのではなく、国民の一般生活用のものとされたことである。また、154簡易字は許容体ではなく、今後これを標準字体として用いることとして採用され、略字（簡略字）表にまとめられて発表された。

この常用漢字表は国家の国語調査機関による漢字制限案・簡略字表として最初のものである。これが発表されると、教育をはじめ新聞社その他各方面に大きな影響を与えた。「文部省では今後の小学校における一切の教科書は常用漢字表を基準として編修される方針が確立され、国語読本に提出される漢字の数が、義務教育六ヵ年で1,360余字に制限された<sup>5)</sup>。」一方、新聞社はそれを実行に移そうとして積極的に行動し、東京大阪の二十社は、同年9月1日から紙面に実現することを宣言した。しかし、関東大地震のために実施することはできなかった。

次で同会が1931（昭和6）年5月に「常用漢字表」を修正して1,858字とする案を決定した。

1934（昭和9）年に、政府は調査機関であった臨時国語調査会を拡大強化して、文部大臣の諮問機関である国語審議会を文部省に設置した。時代は次第に戦時色が濃くなって行く。国語審議会に対する諮問事項には、臨時国語調査事項の他に「国語ノ統制ニ関スル件」が付加された。国語審議会は文部大臣の諮問事項のうち「漢字ノ調査ニ関スル」ことから審議を始めたことにした。第1回主査委員会で、まず簡易字体の選定統一のこと、その後、臨時国語調査会の「常用漢字」1,858字（昭和6年5月修正）の字体全体について審議することになり、24回の主査委員会を開催して、「漢字字体整理案」を作成した。この案が1938（昭和13）年7月に、総会で可決され文部省に答申されたのである。

この「漢字字体整理案」の特徴は、從来国語調査機関で行った文部省普通学務局作成の「漢字整理案」（大正8年12月）と臨時国語調査会発表の「字体整理案」（大正15年7月）などの調査方針、調査方法などを継承している点である。また、戦時下で字体の急激な変革を避ける為に、整理した字体を第一種文字（標準字体）と第二種文字（許容字体）との2種を分けたことである。第一種743字は国定教科書を始め、その他一般に使用する可とするもの、第二種289字は特別の場合に使用するもの及び普通の場合に使用するも差支えないと認めるものである。その字体整理の主要な項目の一つ、簡略字形を採用したものが、第一種文字では56字、第二種文字では161字で、合わせて217字が掲げられ、その時簡略字が最も多く採用された。当時、この案には反対するものがあり、保科孝一氏によれば「第一種とし、第二種を設けない方がよい

## 張 栄 淵

という意見がなかなか多い。しかし総会（国語審議会）においては、今日の時勢から見て、あまり急激な変化は好ましくないから、しばらく本案の振合いで進むのが然るべきだということに、意見の一一致を見たのである。」とある。

1941（昭和16）年2月に「国語国字ノ整理統一ニ関スル件」が閣議申し合わせ事項として定められた。翌年6月に国語審議会は「標準漢字表」を議決答申した。この案は「近來ワガ国ニオイテ漢字ガ無制限ニ使用セラレ、社会生活上少カラヌ不便ガアルノデ、コレヲ整理統制シテ<sup>6</sup>」ということを目的として、その漢字は「臨時国語調査会発表ノ『常用漢字表』実行ノ状況ニ照シ、時運ノ要求ニ応ジテ選定シテ、各官庁オヨビ一般社会ニオイテ使用セラルベキ漢字ノ標準ヲ示シタ<sup>7</sup>」ものである。この表は、常用漢字、準常用漢字、特別漢字の3種に分ける。

常用漢字は国民の日常生活に關係の深い、一般に使用の程度の高いものである。準常用漢字は常用漢字よりも国民の日常生活に關係が薄く、また一般に使用の程度も低いものである。特別漢字は皇室典範、帝国憲法、歴代天皇の追号、国定教科書に全文奉掲の詔勅などに使用される文字で、常用漢字、準常用漢字以外のものである。この標準漢字表が注目されたのは、以前のような学校教育、国民の一般生活の標準としてのみでなく、官庁の公用文書の使用標準を明記していることである。

字数、は時局を反映して、常用漢字1,134字、準常用漢字1,320字、特別漢字74字の合計2,528字で、漢字制限色があるが「常用漢字表」からは、はるかに後退したものであった。

字形の簡略化については、国語審議会が「本表ノ漢字中ニハ、普通ニ行ハレテイル簡易字体ヲ採シタ<sup>8</sup>」と言って、142簡易字体を取り入れた。また、1938（昭和13）年に同会から答申した「漢字字体整理案」の方針によって簡略字を標準的なもの（第一種字体）と、許容的なもの（第二種字体）との2種に分けて選定することにした。標準的なものとは、一般に使用すべき簡易字体78字（常用漢字48字、準常用漢字30字）。許容的なものとは、一般に使用しても差支えないもの64字（常用漢字40字、準常用漢字24字）。ただし、皇室典範、帝国憲法、歴代天皇の追号、国定教科書に全文奉掲の詔勅などには使用しないものである。

字画の複雑で困難な漢字の代わりに字画の簡単なものを採用することは、最も必要なことである。同会は各方面からの熱心な要望に応じて簡易字を本体として本表中に採用することにした。この示し方の標準的なものは「乱（亂）」の例のような括弧の前に掲げてあり、許容的なものは「佛（仏）」の例のように括弧の内に掲げてある。これは、前の1923（大正12）年に簡略字は「略字表」として別にまとめて発表されたのをより一步すすめたものと考えられる。

なおこの度は、簡易字体は選定される時、簡易字体使用程度を知る為に、前の各種漢字表、漢字字体整理表、陸軍省の「兵器名称制限漢字表」（1942年）、新井白石の「同文通考」など各種の日本の資料だけを参考するのではなく、中国の南京政府教育部が1935年に公布した簡略字と、劉復・李家瑞共編『宗元以来俗字譜』などにある簡略字の使用状況も慎重審議のうえに決定した。

ところが、国語審議会案の「常用漢字」、「準常用漢字」、「特別漢字」の3種の区別が、か

えって右翼や国粹主義者に非難の口実を与えた。彼らは、雑誌や新聞で攻撃の論陣を張ると共に文部大臣に建白書を提出した。このような状況に苦慮した文部省は答申にある3種の枠をはずし制限色を排除し、142字を追加し簡易字体も答申案の142字から80字減らし大きく改変して義務教育における漢字の標準を示すもの（文部省案）を作成した。同年12月文部省案「標準漢字表」（2,669字）を発表した。この表を義務教育の標準とすると言うもので国語審議会の漢字制限の主旨は全く無視されて簡略字を採用する数も答申案からはるかに後退した。

要するに、第2期の漢字簡略化の歴史は国家の国語調査機関によるもので、即ち臨時国語調査会と国語審議会の時代である。漢字制限を一つの目的として公布された漢字表は、学校の教育のみのためではなく、国民の一般生活から各官庁の公文書に至るまでの使用のため選定したもので、簡略字についても各漢字表に掲載されたのは許容体ではなく、これを標準字体として本表中に採用することにした。

これをもって第1期に比べれば、漢字簡略化が着実に前進したが第二次大戦などの一連の政治事件によって、漢字政策の多くは実施を見なかったのであり、特に太平洋戦争に突入した直後に国語審議会案を大幅に修正して、作成された文部省「標準漢字表」では国語審議会の漢字制限の主旨は全く無視され掲載された簡略字も大いに減少した。

戦前における漢字簡略化はあまり成功せずに終わったが、「標準漢字表」から4年後に制定される「当用漢字表」が、短期間に作成されたものではなく試行錯誤の結果として誕生したものと言えるし、また「当用漢字表」が「常用漢字表」に改められて行く家庭でいくつかのパターンが既に原型として現れていることも興味深い。

### C. 戦後 第3期 漢字簡略化の実施 <一> 当用漢字の時代

{1945（昭和20）年～1966（昭和41）年}

1945（昭和20）年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した。敗戦後の日本は、連合国軍総司令部の指導のもと、いわゆる占領下の状態で、民主国家への道を模索することになった。民主化の一環として国語改革がアメリカ教育使節団の影響を受けて<sup>9)</sup>、国語審議会を中心に国語施策が次々に実行されていった。

戦後の国語施策の考え方が国語審議会が再開された時、南弘会長によって以下のように明らかにされた。「平易にして正確、典雅にして明朗な国語の制定は、まことに今日の急務であります。殊にわが国においては、漢字が複雑かつ無統制に使用されているために文化の進展に大いなる妨げとなっているのでありますまして文字改革の必要は特に大きいのであります<sup>10)</sup>。」

1946（昭和21）年3月に、国語審議会は「標準漢字表」の再検討に基づいて、「常用漢字表」（1,295字）の漢字制限案を作成した。この案は、使用頻度を標準にして1942（昭和17）年6月、国語審議会答申の「標準漢字表」の常用漢字1,134字から現代に適しない88字を除き、同準常用漢字から今後の社会生活に広く用いられるような249字を採用したものである。

これについては、色々な意見が出て、これをすぐ実行するにしては、字数が少なすぎる、新聞では実行が難しい、義務教育上からみると反対に少し多すぎるなどとして、同年5月の総会

## 張 栄 潤

では否決された。そこで、更に同会が「標準漢字表」、「常用漢字表」(1,295字)の再検討を行って、同年10月に漢字制限案としての「当用漢字表」(1,850字案)を作成し11月内閣訓令・告示をもって公布された。

当用漢字の性格は、その告示によれば「現代国語を書き表すために日常使用する漢字の範囲」を定めたものである。字数は1,850字に制限したもので、その「まえがき」の最初の二項は次のようになる。

- 一、この表は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で使用する漢字の範囲を示したものである。
- 一、この表は、今日の国民生活の上で漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである。

ここで「範囲」、「制限」ということが、はっきり出ていることに注目してよい。即ち、この表にない漢字をつかわないことを前提としたものであることが明らかである。漢字のある範囲に制限してみようということを示しているのが、「当用」という名称である。

次に注意すべきは、新聞、雑誌、一般社会、今日の国民生活といった適用分野である。内閣訓令には「今後各官庁においては、この表によって漢字を使用するとともに、広く各方面にこの使用を勧め」とあり、訓令、即ち内閣の下級官庁に対する命令として官庁にしかこの拘束は及ばない。しかし、「各方面に勧め」のことや、その分野がしめされていることは、法的な効力は伴わないものの、政府がこの表の実施を国民に対しても強く望んでいたことを否定することはできない。

「当用漢字表」の適用分野は1942(昭和17)年に、国語審議会が発表した「標準漢字表」と対照してみると大体同じであり、その目的が回復していると感じられる。また、字数からみれば大正期の「常用漢字表」(1923年、臨時国語調査会発表)の1,923字とその修正案の1,858字に接近している。

「当用漢字表」では簡易字体は本体として、131字が採用された。「現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として参考のための原字をその下に掲げた。」<sup>10</sup>採用した簡易字体の字数は、大正期の「常用漢字表」(1923年、臨時国語調査会発表)の154字よりやや減少したが、その掲げる方針は、1942(昭和17)年に国語審議会が発表した「標準漢字表」の標準的な簡易字体の示した方向と同じで、即ち、簡易字体を本体とし、参考のために原字をその下に掲げてある。

ここで最も重要なことは以前の案が、臨時国語調査会、国語審議会の決定事項にとどまり、拘束力をもつものではなく、十分実施されるには至らなかったのに対して、「当用漢字表」は内閣訓令・同告示として公布されて、一定の拘束力をもっていたので、新聞を始めとして、国民の文字生活に次第に浸透し、実施されたという事実であり、注目される。

いずれにしても、「当用漢字表」は敗戦後の漢字政策の基盤となっていた。直接この表を補完する性格をもつ表には、次のものがある。

「当用漢字別表」(1948年2月告示)

「当用漢字音訓表」(1948年2月告示)

「当用漢字字体表」(1949年4月告示)

「人名当用漢字別表」(1951年5月告示)

「当用漢字表」は当用漢字のうち、義務教育で読み書きを習得する881字を選んだものである。「人名当用漢字別表」は当用漢字とは別に、人名にのみ用いてよい92字のことである。ちなみに現在では、数次の追加を経て166字となっている。「当用漢字音訓表」は漢字の種類だけでなく、読み方をも規制するもので、これまでの「常用漢字表」、「標準漢字表」にはなかった試みである。「当用漢字字体表」は字体の不統一は字画の複雑さに基づくところが少なくないから、「当用漢字表」制定の主旨を徹底させるため、字体を整理して、その標準を示したものである。

「漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として現に絶えず展開しつつあるそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的なもの、代表的なものを選ぶことにおちつくのであります。ところが、漢字の字体を子細に点検して、字体の分化や異体の発生のあとをたずねてゆきますと、そこにいろいろの経路のあることが見いだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化、点画の省略、類推による統合、別体の採用などがその主因とみとめられます。これは、字体の標準を決めるに考え方せられるべきことあります<sup>12)</sup>。」ここに当用字体の標準を決める時に、従来の字体整理案の方針を継承して、漢字字体の簡略化と漢字組織の簡略化－異体の整理が漢字簡略化を主要ポイントとして、取入れられたことが見られる。

当用字体を整理するにあたって、漢字簡略化の方針が具体的になる。これは「先ず、字体を单一にする、すなわち異体を統一することが第一であります。その場合には、1. 二つ以上の字体の並びを行われているものについては、点画の組み合わせのむずかしいもの、こみいいたもの、書きにくいものはとらない、2. 点画の組み合わせの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する、3. 点画の組み合わせの微妙な差異はなるべく問題にしない、4. 簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であるとみとめられるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体をきめることにいたしました。」次に、「運筆の習慣の推移によるものと見て、筆写の簡便をはかることも、一つの流れを成しております。」筆写の習慣について、「一方では、これを筆写の自由性を認める程度にとめておいてよい場合もあるのでありますが、また一方では相當に大きく筆写の習慣による簡易化をとり入れた場合もあります。」また、「学习の難易ということも、字体の選定についての有力な条件となります。字体のみわけやすく、書きやすいことが認識をたしかならしめる第一の条件です。それに、鮮明度が強く、運筆のまぎらわしくないことが要求されます<sup>13)</sup>。」

以上のように当用漢字字体は整理されて、「当用漢字表」で採用した131簡略字の他に一定数の簡略字が取り入れられた。石山曙生の「中国文字改革における漢字の略字化法とその減画状態について<sup>14)</sup>」という論文には、「当用漢字字体表」に著しく簡略化された漢字34字が存在する

ことが示されている。

当用漢字表と当用漢字字体表との字画数を比べてみると、当用漢字表の中の24画と25画の3字は、当用漢字字体表ではなくなっている、また17画以上の字は137字から99字になって、すべて画数が減少している。さらに11画以上の字は当用漢字表では973字あるいはのに対して、当用漢字字体表では873字で、10.3%減少している<sup>15)</sup>。当用漢字字体表は、これまでの各漢字整理案の結果を踏まえ、もっと徹底したものだと言ってよい。

このように「当用漢字表」は、ただ字数を限定することだけでなく、字体など種々の観点から総合的に漢字簡略化を実施した。明治以後、長い年月提唱されてきた漢字制限案が実施された画期的なものであった。第3期の漢字簡略化の実施〈一〉当用漢字の時代は、即ち戦後漢字政策の方針は、要するにアメリカの影響を受けて、簡便化の原則に従い、日本語における漢字や漢語の機能を低下させ、「当用漢字表」を中心として、この表を補完する性格をもつ一連の表に内閣訓令・告示公布によって、総合的に漢字制限を実施することにあった。漢字簡略化からみれば、「当用漢字表」において、節減した漢字の実数と掲載された簡略字の数が、戦前の平和期の水準に回復し、掲載の方法も簡略字を本体として掲げた。当用漢字の字体を整理する時も、漢字の簡略化を相当程度に取り入れたのである。

この時期が注目すべきことは、戦後民主化の一環として明治以後調査立案された漢字政策が本格的に実施に移すされたと言うことである。

#### D. 第4期 漢字簡略化の実施 〈二〉 当用漢字から常用漢字へ

{1966（昭和41）年以後}

「当用漢字表」を中心として、戦後の漢字政策の一貫した方針は漢語の機能を低下させ、もしくは漢字や漢語を排除した姿で「平明」な国語とすることにあった。漢字漢語の負担の軽減は「国民の生活能率の向上」には寄与するところがあったが、国語を誰にでも好感を与えるものにはしなかった。一般社会は「犬がいて猫がない。君がいても僕はいない。服があっても靴がない。本があっても棚がない。港があるが桟橋はない<sup>16)</sup>。」と漢字政策を揶揄する声があった。特に1961（昭和36）年3月の国語審議会委員5名の脱会事件<sup>17)</sup>をきっかけに、戦後の日本語施策全般についての批判が急速に高まった。

漢字を制限した「当用漢字表」の実施に伴って生じた問題を解決する必要が生じたので1966（昭和41）年6月、中村梅吉文部大臣は国語審議会にたいして「国語施策の改善の具体策について」の諮問を行った。その理由としては、つぎの文言が記されていた。

これまでの国語施策には、実施の経験等にかんがみ、種々検討を加え、その改善を図る必要がある。

検討すべき問題点としては「当用漢字」の字種・字体・音訓など及びそれらに関連する事項が上げられている。そこで、国語審議会は、その諮問に応じて、以上の事項を審議した。その審議の基本的考え方として、当用漢字表等の内容に急激な変化を与えないこと、当用漢字表に代わる一層便利で効率の高い漢字表の作成の必要を認め、その作成を期したこと、漢

字の長所を生かしつつ、これを過度に用いることのないよう留意したことなどである。

このような考えをもって、国語審議会は文部大臣の諮問に応じ、それから約15年をへて当用漢字表に代わるものとしての新「常用漢字表」が決定された。その間に最初改定したのは教育漢字で、1968年7月に文部省が「当用漢字別表」(881字)に115字増補した、「小学校学習指導要領(国語)」(昭和41年7月改訂)の「学年別漢字配当表」を決定した。

1972(昭和47)年6月に漢字音訓使用の目安としての「当用漢字改定音訓表」を答申した。これは翌年6月に内閣訓令・同告示として公布された。

1977(昭和52)年1月には新「常用漢字表」の中間的な案として「新漢字表試案」(1,900字)を1979(昭和54)年3月には「常用漢字表案」(1,926字)を公表し、二度にわたって広く各方面の意見を聞いて慎重に審議を重ね、結論に至ったものは名実ともに新しい「常用漢字表」(1,945字)である。これについて田中文部大臣は国語審議会におけるあいさつにおいて以下のように述べた。「これまでの漢字問題に関する長い議論や検討に決着がつくことになる重要な意味をもつものであるということにかんがみ、二度にわたってその内容を公表し、各方面的意見を聞かれるなど、慎重かつ適切な手順を尽くされた。」

1981(昭和56)年10月に、国語審議会が最終答申した「常用漢字表」(1,945字)は内閣訓令・同告示として公布実施された。この「常用漢字表」作成の基本的考え方が「当用漢字表等の内容に急激な変化を与えて混乱を来す事のないように留意しながら、今後とも一般の社会生活において相互の伝達や理解を円滑にするため、当用漢字表にかわる一層適切な漢字表を作成する必要がある<sup>18)</sup>。」である。

「常用漢字表」の性格は明治以後に採り入れて来た漢字制限政策、特に当用漢字の「制限」に対して、漢字の使用目安時代へと変化している。常用漢字表の「前文」には「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般社会で用いる場合の効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文書を書き表すための漢字使用の目安となることを目指した。」又、「表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではなく、運用に当たって、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。」と具体的に掲げている。「常用漢字表」の性格は漢字について制限的なものではないが、その使用を放任するものでもない。本答申では「目安」の趣旨を次のように補足した。

「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、においてこの表を無視してほしいままに漢字を使用してもよいというのではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものであること。」また「前文」に「相互の伝達や理解を円滑にするためには、できるだけこの表に従った漢字使用が期待される。」としている。また、「常用漢字表」字種が、当用漢字の1850字に95字追加するに止められたのも、漢字の無制限な使用を否定し、適正な漢字使用の努力目標を明示したものと考えられる。

「常用漢字表」は当用漢字表の制限色を除いた漢字使用の「目安」、「努力目標」、「強制しない標準」を示したものであるが、同時にこの表に従った漢字使用が努力目標として期待される。

## 張 栄 淳

換言すれば、日本では「常用漢字表」は一般社会において、一定数がある基礎的な標準漢字表として存在することの必要を認められる。

「常用漢字表」は、字種それだけを掲げた「当用漢字表」、その当用漢字の音訓を示した「当用漢字音訓表」、又、当用漢字の字体を決定した「当用漢字字体表」などの、字種・音訓・字体並びにその具体的使用例を掲げた総合漢字表である。

常用漢字字体表が作成される過程も常用漢字表と同様に広く各方面の意見を聞いた。その中で、簡略字体については現行の程度でよいという意見が多く<sup>19)</sup>、又、字体について正しい字体を基本とし、新字体は便宜的なものとして扱うべきである<sup>20)</sup>、と字体については略体化の系統化がなされ、表外字の新字体化の問題についての意見が取上げられた<sup>21)</sup>。国語審議会会長阿部真之助の「国語の改善について」{1963(昭和38)年10月の報告}は以下のようである。

字体表については現在、社会である程度行われている簡易字体で表外のものの中から適当なものを採り入れることについて考える必要がある。簡易字体の採用は、むしろ漢字を広く生かす道であると考えられる。

常用漢字体について簡易字体を積極的に取り入れよう、即ち「既に略体が慣用されているものは略体で取上げた。」常用漢字表の「前文」の「字体」の項にこのように書いてあるが、同時に「字体を変更することは各方面に影響を与え混乱を招くおそれがあるので、当用漢字字体表に基づいて現在広く行われている字体は、変更しないこととした。(ただし例外として「燈」を「灯」に変更した。)新しく加わった漢字については同表に掲げたものに準じて整理をくわえた。」と当用漢字字体を原則として踏襲することにした。常用漢字字体について以上の簡略化の方針で出来た「常用漢字表」では、乱(亂)により掲げられた。「括弧に入れて添えたものは、いわゆる康熙字典の活字である。」そのようにする理由は「明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために添えたものである。」すなわち、この括弧に入れて添えた355字が簡略字体だけ示されるのではなく、点画の整理、印刷字体と筆写と一致させるなど漢字整理の他の内容も含まれている。筆者がこの355字について以前の漢字表に掲げられた略字を比較したが、漢字整理の他の内容<sup>22)</sup>を除いて、266字の簡略字を認めた<sup>23)</sup>。その中で、ただ「氣」には括弧が添えられなかつたが、以前の漢字表に掲げられた略字に結びつけて考えると「氣」も簡略字と認めることにした。

常用漢字表は筆者の以上の整理から、日本がこれまでに採用した漢字表の中で、簡略字が一番多い漢字表であることが明らかになるだろう。当用漢字表に採用された簡略字131字より大幅に増加したばかりでなく、戦前に簡略字が最も多く取入れられた1938(昭和13)年7月の「漢字字体整理案」の217字(第一種文字では56字、第二種文字では161字である)よりも49字を増加した。常用漢字表はこの視点から見れば、日本の簡略字体を集大成したものとも言える。

戦後第4期の当用漢字から常用漢字への歴史は要するに明治以後、長い年月提唱されてきた漢字制限案の漢字制限色を除いて、常用漢字表における漢字使用の「目安」、「努力目標」、「強制しない標準」へ進む過程である。換言すれば日本語表記にとって漢字は欠かせないものであ

ることが明らかになった。一方、「常用漢字表」の漢字は努力目標として尊重することが期待されており、一定の数を示す漢字表の存在の必要が認められた。

漢字の字体（形）簡略化は1923（大正12）年5月に臨時国語調査会「漢字整理案」を発表して以来、常用漢字表に至る迄58年間、字体整理の一つの要因として一貫して採用されてきた。特に常用漢字においては「簡易字体の採用は、むしろ漢字を広く生かす道である考える」<sup>24)</sup>ことをもって、最も多くの簡略字を取り入れ、このようにして日本の漢字の字体（形）簡略化は定着したと言うことが出来よう。

### 注

- 1) この草案は文部省図書館に保管されていたが1923（大正12）年9月の関東大震災のために焼失した
- 2) 保科孝一報告「旧国語調査委員会十年間ノ事業」『明治以後の漢字調査と漢字政策』井之口有一著（学術振興会1982）P31
- 3) 1923（大正12）年5月の「官報付録雑報」に発表した保科孝一幹事の説明『明治以後の漢字調査と漢字政策』井之口有一著（学術振興会1982）P39
- 4) 同上
- 5) 保科孝一著『国語問題五十年』P154
- 6) 1942（昭和17）年の国語審議会答申の「標準漢字表」の凡例『明治以後の漢字調査と漢字政策』井之口有一著（学術振興会1982）P54
- 7) 同上
- 8) 同上
- 9) 1946（昭和21）年にアメリカ教育使節団が連合軍総司令部に第1次アメリカ教育使節団報告書を、また1950（昭和25）年には第2次アメリカ教育使節団報告書を提出、その双方とも「国語の改革」という章がある。1950（昭和25）年8月、文部省はアメリカ教育使節団に「日本における教育改革の進展」を提出し、この中で国語改革の進展の現状を報告した。なお、連合軍総司令部情報教育部では「言語改革課」を設置し、日本の国語国字問題の解決を積極的に指導した。
- 10) 大久保忠利『一億人の国語国字問題』
- 11) 1946（昭和21）年の「当用漢字表」の凡例
- 12) 当用漢字字体表についての安藤主査委員長の報告『明治以後の漢字調査と漢字政策』井之口有一著（学術振興会1982）P98
- 13) 同上
- 14) 1967（昭和42）年の「姫路獨協大学外国語学部紀要」（三）
- 15) 1957（昭和32）年10月刊「国語シリーズ」33に登載した「当用漢字字画表」
- 16) 島田昌彦著『日本語の再生』（桜楓社 昭和59年9月初版）P118
- 17) 丸谷才一編『国語改革を批判』（中央公論社）中の杉森久英執筆「国語改革の歴史」（戦後）が詳しい
- 18) 「常用漢字表」の「前文」
- 19) 1972（昭和47）年11月の第11期国語審議会の「字体表審議の問題点に関する意見調査」『明治以後の漢字調査と漢字政策』井之口有一著（学術振興会1982）
- 20) 林四郎の「国語政策」（昭和53年版『国語年鑑』）
- 21) 1968（昭和43）年5月自由民主党文教制度調査会、国語問題についての結論『明治以後の漢字調査と漢字政策』井之口有一著（学術振興会1982）P197
- 22) こここの“漢字整理の他の内容”は、林大著「当用漢字字体表の問題点」によるものである。具体的に言えば「当用漢字字体表」の「まえがき」の「備考」第二条にはこの表の字体について

張 栄 潤

- (一) 活字に従来の普通の形をそのまま用いたもの
- (二) 活字としては従来二種以上の形のあった中から一種を採ったもの
- (三) 従来活字としては普通に用いられていなかったものがある

この(二)は実に異体の整理を行なうことであり(三)は字体簡略化と字体整理のその他の内容である。

林氏は(三)の例を以下の類に分ける。

- (1)点画の方向の変わった例
- (2)画の長さの変わった例
- (3)同じ系統の字、又は類似の形で小異の統一されたもの
- (4)一点一画が増減し、又は画が併合したり分離したりした例
- (5)全体として書きやすい例
- (6)組立の変わった例
- (7)部分的に省略された例
- (8)部分的にべつの形に変わった例

筆者は林氏の以上の(三)の例の(1), (2), (3), (4)を字体整理の他の内容として扱う。

23) 筆者が林氏の以上の(三)の例の(5), (6), (7), (8)を字体簡略化として認めて扱うと、常用漢字の中で簡略字は266字となる。

24) 1963(昭和38)年10月の国語審議会会长阿部真之助の「国語の改善についての報告」